商品形態の「商品等表示」(不競法2条1項1号)該当性に関する裁判例

_					『表示」(不競法2条1項1号)該当性に関する裁判例	T	
番号	裁判所	判決年月日	「商品等表示」該当性	事案の概要	「商品等表示」該当性の判断基準	具体的判断	備考
1	7		· <u></u>	・原告製品及び被告製品は、いずれも、事業	・商品の形態は、①客観的に他の同種製品とは異なる	・本件製品の需要者は、約30社の専門業者に限られる	被告製品の販売開始以前の原
				用の比較的高圧な中圧Bを使用するポイラー	顕著な特徴(特別顕著性)を有しており、かつ、②特	のであり、当該専門業者は、長期間費やし製品をテス	告製品の販売状況に鑑みれば、
				やバーナーの自動遮断弁である。	定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は短	トするなどして、専ら安全性、信頼性の観点から本件	原告製品の形態は ,特別顕著性
				原告は、原告製品の形態は周知な商品等表	期間であっても極めて強力な宣伝広告がなされるな	製品を購入していることが認められることからする	及び 周知性 を満たすものと判断
				示に該当し、被告が被告製品を製造又は販売	ど、その形態を有する商品が特定の事業者の出所を表	と、需要者である本件製品の専門業者は、取引の際に	される余地があったところ、本
						そもそも製品の形態に着目して本件製品を購入するも	裁判例は、商品の形態が、取引
					特別な事情がない限り,不競法2条1項1号にいう商品等		の際に出所表示機能を有するも
1	東京地裁	令和4年12月23日	否認	不正競争行為に該当すると主張して、被告に	表示に該当しないと解するのが相当である。	・上記の本件製品の取引の実情に鑑みると、原告製品	のではないと認められる場合に
-	11171 011			対し、不競法3条1項及び2項に基づき、被告製 品の製造等の差止め並びに被告製品及びその	・周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用 を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を	の形態は、一定程度の周知性があるとしても、出所表	は、上記商品の形態は、不競法
				製造に用いられる金型その他の製造機具の廃	防止するという不競法21条1項1号の上記趣旨目的に鑑	示機能を有するものではなく、不競法2条1項1号にい	2条1項1号にいう商品等表示に
				棄を求めた。	めたするという小規法21架1項1号の上記越自日的に延 みると、商品の形態が、取引の際に出所表示機能を有	う商品等表示に該当しない と解するのが相当である。	該当しないとの判断基準を示し た上で、本件製品の取引の実情
				来を水めた。	するものではないと認められる場合には、特定の出所		に鑑みて、原告製品の形態につ
					を表示するものとして特別顕著性又は周知性があると		いて、商品等表示該当性を否認
					はいえず、上記商品の形態は、不競法2条1項1号にい		Lt.
					う商品等表示に該当しない と解するのが相当である。		
				・原告商品及び被告商品は、いずれも、気管	・商品の形態は、①客観的に他の同種製品とは異なる	・医師,薬剤師とも,有効成分,銘柄名,先発薬又は	・本裁判例は、左記の理由付け
				支喘息用の医療医薬品である。被告商品は、	顕著な特徴(特別顕著性)を有しており、かつ、②特	・ 医師、 架利師とも、 有効成力、 始初名、 元光栄又は 後発薬の区分を明確に認識した上で、 医師にあって	で、被告が被告商品を製造又は
				後発医療薬(ジェネリック医薬品)である。	定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は短	は、処方する医療医薬品を処方箋に記載し、薬剤師に	販売する行為の不競法2条1項1
1				・原告は、原告商品の形態は商品等表示に該	期間であっても極めて強力な宣伝広告がなされるな	あっては、医師からの当該処方に基づき医療医薬品を	号該当性を否認したが、「念の
				当し、被告Aが当該商品等表示に類似した形		調剤していることが認められる。	ため」として、商品等表示該当
				態を商品等表示として使用した被告製品を製	示するものとして周知(周知性)であると認められる	・患者は,調剤薬局において,一般に先発薬と後発薬	性を肯定するための 特別顕著性
					特別な事情がない限り、不競法2条1項1号にいう商品等		の要件について検討を加えた上
				法2条1項1号の不正競争行為に該当するなどと	表示に該当しないと解するのが相当である。	に、医療医薬品の形態そのものを見比べるなどして医	で、「原告商品は、保管形態及
2	東京地裁	令和4年12月20日	否認	主張して、被告らに対し、不競法3条1項及び2	・周知な商品等表示に化体された他人の営業上の信用	療医薬品を当該形態自体によって選択することはない	び使用時形態のいずれにおいて
				項に基づき,被告商品の譲渡等の差止め及び	を自己のものと誤認混同させて顧客を獲得する行為を	ことが認められる。	も、客観的に他の同種商品とは
				被告製品の廃棄並び同法4条、5条2項に基づ	防止するという不競法21条1項1号の上記趣旨目的に鑑	・このような事情の下においては、原告商品の需要者	異なる顕著な特徴を有するもの
				き、損害賠償金等の支払を求めた。	みると、商品の形態が、取引の際に出所表示機能を有	である医師及び薬剤師は、医療医薬品を選択するに当	とはできない」と判示した。
					するものではないと認められる場合には、特定の出所	たり、原告商品の形態によってその出所を識別するも	
					を表示するものとして 特別顕著性又は周知性があると	のではなく,仮に患者も原告商品の需要者であるとし	
					はいえず、上記商品の形態は、不競法2条1項1号にい	ても,上記認定は同様に当てはまるものといえる。	
					う商品等表示に該当しない と解するのが相当である。		
				・原告は、平成16年7月から、「○○」という	・①商品の形態が客観的に他の同種製品とは異なる顕	・原告商品は,わずかな例外を除き,いずれも本件特	・本裁判例は、原告商品の形態
				名称のプランドの商品として, トートバッ	著な特徴(特別顕著性)を有しており、かつ、②その	徴①及び②,並びに「その上にタイルを想起させる―	が, 特別顕著性, 周知性の各要
					形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用さ		件を満たすものと判断したもの
				品」という。)を製造,販売している。原告	れ,又は宣伝広告や販売実績等により,需要者におい	スを, タイルの目地のように2mmないし3mm程度の同	
				商品は,本件特徴①から④(注:詳細は,省	てその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示	一の間隔を空けて、敷き詰めるように配置する」とい	・本裁判例は,本件形態1'の周
				略する。)を備えている。	するものとして周知になっている(周知性)場合に	う特徴(以下「本件形態③'」という。)を備えていた	
					は、商品の形態自体が、一定の出所を表示するものと	(以下,同形態を「本件形態1'」という。)。	商品及び被告商品の需要者は、
				ダーバッグ、トートバッグ等の鞄(以下「被	して,不競法2条1項1号にいう「商品等表示」に該当す		鞄を含むファッション全般に関
3	東京地裁	令和1年6月18日	肯定	告商品」という。)を販売した。	ることがあるといえる。 ・	に異なる特徴を有するものとして、 客観的に他の同種	心を有する一般消費者であると
					原告商品及び被告商品の需要者は、鞄を含むファッ		判示した。
				は周知の商品等表示であり、被告による上記 形態と同一又は類似の商品の販売は不競法2条	ション全般に関心を有する一般消費者であるといえ	顕著性が認められる。	
				1項1号又は2号所定の不正競争行為に該当する	۵.	本件形態1'は、遅くとも原告商品の売上が〇〇に達し	
				などと主張して、被告に対し、不競法3条1項		た平成27年時点では、長年にわたる宣伝広告、メディアの報道、販売実績の増大により、需要者において、	
				及び2項に基づき、被告商品の製造・販売等の		原告の出所を表示するものとして広く認識されている	
				差止め及び被告製品の廃棄並び同法4条、5条1		と認めることができる(本件口頭弁論終結時点におい	
				項に基づき、損害賠償金等の支払を求めた。		ても、同様である。)。	
				・被控訴人(一審原告)は、平成9年1月頃か	・商品の形態が客観的に明らかに他の同種の商品と識	・控訴人が実施した識別力調査の対象者は、二十代か	・本裁判例は東京地裁平成29年
					別できる顕著な特徴を有し、かつ、その形態が特定の	ら四十代の一般消費者であるところ、控訴人商品及び	
				からなる形態を有する組立て式の棚であるユ	事業者により長期間独占的に使用されるなどした結	被控訴人商品が金属製のユニットシェルフの家具で	「商品等表示」該当性の判断基
					果、需要者においてその形態が事業者の出所を表示す	あって、一般消費者が卒然と購入に至るような性質の	準については、「原判決(中
							略)に記載のとおり」と判示す
				は, ①~⑥の形態 (略) を有している (以	体が「商品等表示」(不競法2条1項1号)になり得ると	品を含む家具一般について何らかの関心を有する者	るのみである。
				下,原告商品における①~⑥の形態が組み合	いえる。・・	を,「需要者」と解すべきものである。	・本裁判例は、周知性の要件に
				わされた形態を「被控訴人商品形態」とい	不競法2条1項1号は,周知性の要件につき,「需要者の		関して,「需要者」を「当該商
4	知財高裁	平成30年3月29日	肯定	う。)。	間に広く認識されているもの」と規定するところ、上	を全て組合わせた点のいて独自の特徴が認められるの	品等の取引の相手方」をいうも
				・被控訴人 (一審原告) が, 被告に対し, 被	記にいう「需要者」とは,当該商品等の取引の相手方		のと判示した。
				控訴人(一審原告)商品形態が周知の商品等	をいうものと解するのが相当である。	である。そうすると、各個別の形態が競争上似ざるを	
				表示であり、控訴人(一審被告)が上記形態		得ないものであるとの控訴人の主張は,特別顕著性に	
				と同一又は類似の形態のユニットシェルフ		かかる上記の判断を左右するものとはならない。	
				(以下「控訴人商品」という。) を販売販売			
				することが不競法2条1項1号所定の不正競争に			
				当たると主張して、控訴人商品の譲渡等の差			
				止め等を求めた。			
					・商品の形態が客観的に明らかに他の同種の商品と識		
					別できる顕著な特徴を有し、かつ、その形態が特定の		
						形態①~⑤)が組み合わされ、かつ、これに付加する	
					果、需要者においてその形態が事業者の出所を表示す		
				る。原告商品の形態は、①~⑥の形態(略)		商品形態は多くの選択肢から選択された形態である。	・本裁判例は、「原告商品形態
					体が「商品等表示」(不競法2条1項1号)になり得ると		
					いえる。	することによって需要者に強い印象を与えるものであ	
				形態」という。)。 ・		り、平成20年頃まで原告商品形態を有する同種の製品があったとは認められたいことを供せ来すると 平成	
5	東京地裁	平成29年8月31日	肯定	・原告が、被告に対し、原告商品形態が周知 の商品等表示であり、被告が上記形態と同一		があったとは認められないことを併せ考えると、平成 16年時点において、原告商品形態は客観的に明らかに	
				又は類似の形態のユニットシェルフ(以下		16年時点において、原告商品が態は各観的に明らかに 他の同種製品と識別し得る顕著な特徴を有していたと	
				「被告商品」という。)を販売販売すること		認めることが相当である。	の形態を組み合わせた原告商
				が不競法2条1項1号所定の不正競争に当たると		・原告商品が、5年を超える期間にわたり原告の独占的	
				主張して、被告商品の譲渡等の差止め等を求		あつ相当大規模な宣伝販売活動等により、購入者を含	
				めた。		む需要者の目に触れてきたことからすると、原告商品	
						形態は、平成16年頃には、原告の出所を表示するもの	
1						として需要者の間に認識され、現在においても、広く	
				I .	İ		1
						認識されていると認められる。	

6	知財高裁	平成28年7月27日	否認	・控訴人(一審原告)が、被控訴人(一審被告)に対し、控訴人が販売する「エジソンのお割」という商品名の練習用著(原告商品)の形態は、控訴人の商品等表形として需要者の間に広く認識されているものであり、被控訴人が製造・販売する「デラックストレーニング第」(被告商品)は、原金商品の形態と同一の形態を備えているから、被控訴人による被告商品の販売は、不競法2条項1号所定の製造・販売の産业が必要素を表めた。・原判決(東京地裁平成28年2月5日判決)は、原告商品の「一対の審が上端を以往中央より上端側の部分において連結されたいわゆる連結署であって、うち1本の第は人産指と方の1本は競技を入れる1つのリングを有する」という形態(原告商品形態)は不能法2条1項1号形で、同語品等表示」に当たらないなどとして、控訴人の請求を棄却した。	(ご商品の形態が商品の技術的な機能及び効用を実現するために他の形態を選択する余地のない不可避的な構成に由来する場合には、「商品等表元」に該当しないと解するのが制当である。 (②他方、商品の形態が商品の技術的な機能及び効用に由来する場合であっても、他の形態を選択する余地がある場合には、当該商品の形態につき、特別顕著性及び周知性が認められれば、「商品等表示」に該当し得る。 (③もっとも、商品の形態が商品の技術的な機能及び効用に由来する場合、同形態が高級の技術的な機能及び効用に由来する場合、同形態が高級の技術的な機能及び効用に由来する場合、同形態が客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していることはまれであり、同種商品の中でありよれたものとして特別顕著性が否定されることが多いものと思われる。	①原告商品形態が、一般に正しいとされる持ち方で着を使用する練習をさせる練習用著という原告商品の技術的な機能及び効用に由来することは、明らかである。 ②原告商品形態が、上記機能及び効用を実現するために他の形態を選択する赤地のない不可避的な構成に由来するものということはできない。 ③しかし、原告商品形態は、同極商品の中でありふれたものというべきであり、特別顕著性を認めることはできない。	・原判決(東京地裁平成28年2 月5 日判決)は、原告商品につき、「親指、人差指及が中指を 現指、人差指及が中指を リングに押入して著の使用に適 した位置で固定するとしいう機能 並びに2本の着を連結するとい ・ 原告商品形態は、これらの機能 を達成するための構成に由来す ・ での構成に由来するとして、商品等表示に該当しない旨 判示した。この点、本判決は、 政府を商品形態が、上記機能及び 効用を実現するために他の形態 を選択する余地のない化可避的 と選択する余地のないと明示する一方、 特別顕著性を高して、同様の 協論を導いた。
7	知財高裁	平成27年4月14日	肯定	・控訴人(一編原告)が、被控訴人(一編被 も)に対し、被控訴人の製造・販売する椅子 (以下「被控訴人数製品」という。)の形態 が、控訴人との製造等に係る椅子(以下「控 訴入製品」という。)の形態的特徴に類似し ないるから、被控訴人による被控訴人製品の 製造等の行為は、不競法2条1項1号又は2号の 不正競争)に設計すると主義して、被控訴 人製品の製造・販売の差止め及び廃棄等を求 めた。 ・原刊決(東京地裁平成26年4月17日刊決) は、控訴人製品は、従来の椅子には見られな い顕著な形態的特徴を有しているから、控訴 人製品の形態が要要る可順に入び顕義わて いるものであれば、その形態は、不競法2条1 項1号にいう周知性のある商品等表示に当た り、同号所定の下正鏡を行為の近立を認める 余地があるものの、被控訴、製品の形態が控 訴人製品の商品等表示と類似のものに当たる とはいえないとして、控訴人もの請求を棄却 した。	・商品の形態が、①客観的に他の同種商品とは異なる 顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、②特定の事 業者による長期間に及ぶ継続的かつ独占的な使用、強 力な宣伝広告等により、需要者において、当該特定の 事業者の出所を表示するものとして周知されるに至れ ば(周知性)、不能法2条1項1号の「商品等表示」に該 当するものといえる。	・控訴、製品は、控訴人も主張に係る控訴、製品の形態的特徴のうち、①「左右一対の部材 A」の2本即であり、かつ、「部材 A の内側」に形成された「清に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台) の両方を「はめ込んで固定」している点並びに②「部材 A」が、「部材 B」前方の斜めに切断された陽面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点において、特別顕著型性が認められる。 ・控訴、製品は、被控訴人が被控訴人製品書型性が認められる。 ・控訴、製品は、被控訴人が被控訴人製品書型性が認められる。 ・控訴、製品の形態的特徴は、出所表示機能を果たさないとの被控訴人の主張に対し、控訴人製品の形態的特徴は、出所表示機能を果たさないとの被控訴人の主張に対し)控訴人製品の主な概要者である効果の程にとって、効果用椅子の安全性は、通常、観みに最も重視を要素であるも、支訴人製品の座面を支える即即である「部材 A」の構造に、文全性確保のために重要な意義を有するものといえるから、需要者は、控訴人製品の避耗に限し、「部材 A」の構造に強い関心を持つものと考えられ	性の各要件を満たすものと判断 したものである。 ・本裁判例は、原判決(東京地 裁平成26年4月17日判決)と同 様、控訴人ら主張に係る控訴人 製品の形態的特徴のうち特別顕 著性が認められる点と、被告人 製品の形態との間に、類似性を
8	知財高裁	平成24年12月26日	否認	・控訴人(一需原告)が、被控訴人(一需被告)に対し、控訴人が販売する①耳と鼻に掛ける眼鏡タイプの形態からなるルーペであり(特徴①)、全ペロンスだ部分は眼鏡の重ね掛けができる程度に十分大きい一対のレンズを並べた略長が廃状が形態(特徴②)という共通形態を有するルーペ(控訴人商品)の販想は、遅くとも平成21年4月末頃には、商品等表示性を獲得するに至っており、被控訴人が製造、販売すると一ペ(被控訴人商品)は、控訴人商品の上記共通形態を備えているから、被控訴人による被控訴人商品の販売は、不輸法2条1項1号所定の不正競争に該当すると止めを求めた。 原判決(東京地裁平成24年7月30日判決)は、控訴人商品の大通形態が不競法之条1項1号所定の不正競争に該当すると止めを求めた。 原判決(東京地裁平成24年7月30日判決)は、控訴人商品の共通形態が不競法2条1項1号所定の「商品等表示」に該当するとはいえないとして、控訴人の請求を棄却した。	・商品の形態自体が特定の出所を表示する二次的意味を有し、不競社2条1項1号にいう「商品等表示」に該当するためには、①商品の形態が客観的に他の同極製品とは異なる顕著な特徴を有しており(特別顕著性)、かつ、②その形態が特定の事業者によって長期間独占的に使用され、又は極めて強力な全位広告や爆発的な販売支摘等により、需要者においてその形態を有する商品が特定の事業者の出所を表示するものとして周知になっていること(周知性)を要すると解するのが相当である。	点。 ・控訴人商品の共通形態は、「耳と鼻に掛ける眼鏡タイプの形態からなるルーペであり、そのレンズ部分は 眼鏡の重ね掛けができる程度に十分大きい一対のレン ズを並べた形態」であるということができる。 ・被控訴人商品の共通形態のうも、耳と鼻に掛ける眼鏡タイプの形態からなるルーペであり、異の上掛ける眼鏡タイプの形態からなるルーペであり、便校に動けしたものであるということができ、警閲的に他の開種商品とは異なる顕著な特徴を有していることはできない。 ・ルーペを同種商品とみた場合に、被控訴人商品の共進形態が、客観的に他の同種商品とは異なる顕著な特徴を有していることができないことは、前記のとおりである。 ・老眼鏡を同種商品とみた場合にも、控訴人が控訴人 商品の共通形態であると主張する特徴①及び特徴② は、老眼鏡が有する形態に類似し、これと客観的に異なる顕著な特徴を有していするとかできないことはできないことのできない。	・控訴人商品の共通形態が、同 健商品と客観的に異なる顕著な 特徴を有しないことから、商品 等表示性を否認した。 ・控訴人が主張する特徴①及び 特徴②の形態に商品等表示性を 市定すると、眼鏡タイプのルー べを控訴人に独占させることに なり、それは事案の解決から動 さられくないことが、特別顕著 性を要求する趣旨であろうと野 されている(判例タイムズ・ 1408号236頁参照)。
9	知財高裁	平成23年3月24日	肯定	・被控訴人(一番原告)が、控訴人(一番被告)に対し、被控訴人が販売する①本体部分が報題でコンパクトな円開管であり、②円間をの対策がステンレス製で、光沢のあるシルパー色であり、③円間管の両端部を開口として、各先端部かの円周に沿って角質除去のための刃が設けられており、④粉無製之ティックが円間管からはみ出して見えるという形態を有する角質体表見、(被控訴人商品)の形態は、遅くとも平成19年7月初め頃には、商品等表示性を獲得するに至っており、控訴人が販大する角質体表見(性核所人商品)は、被控訴人商品の上記形態と類似し、控訴人商品の販売は被控訴人商品との返認同を生じさせるものであるから、接訴人による核時人自必の表し、	商品等表示として需要者の間に広く認識されているものといえるから,同号によって保護される他人の周知の商品等表示に該当するものと解される。	あったものであるから、現段階で控訴人が指摘する同	・本裁判例は東京地裁平成22年 9月17日判決の控訴審であり、 「商品等表示」該当性の判断基 等については、「原料決(中略)記載のとおり」と判示する のみである。
10	東京地裁	平成22年9月17日	肯定	・原告が、被告に対し、原告が販売する①本体部分が極細でコンパクトな円筒管であり、 ②円筒管の材質がステンレス製で、光沢のあるシルバー色であり、③門筒管の両端部を取り、30円筒での両端部を開口として、各先端部分の円周に沿って角質除去のための刃が設けられており、④樹製以フィックが一部管内に持入され、スティックの一部が円筒管からはみ出して見えるという形態を有する角質除去具(原告商品)の形態は、遅くとも平成19年7月初め頃には、商品等表示性を獲得するに至っており、被告が販売する角質除去具(被告商品)は、原告商品の上記形態と類似し、被告商品の販売は原告商品をの混同を生じさせるものであるから、被告による被告商品の販売は、不動法2条1項1号所定の不正競争に該当すると主張して、被告商品の譲渡等の差止め等を求めた。	商品等表示として需要者の間に広く認識されているものといえるから、同等によって保護される他人の周知の商品等表示に該当するものと解される。	・原告商品の形態の中でも、①本体部分が極細でコンパクトな円筒管であり、②円筒密の材質がステンレス製で、光沢のあるシルバー色であるという特徴は、特に看着の注意を寒 特徴である。また、原台が原告商品を販売を開始した平成18年9月26日以前に、原告商品のように、極細でコンパクトと円筒管形状のものが販売されていたとは認められない。さらに、原告商品の需要者である「美管に関心の高い女性を中心とした一般消費者は、美容器具を掲げるにつまれては、「外形的なデザインの美しさや新しさにも着目する傾向」が強い、以上から、原告商品の形態は、平成18年9月26日当までの前4至2分月のに、効果的な宣伝の等がまれるとともに、その販売数も、平成19年11月の時点では約89万本に達していた。よって、原告の商品形成は、更く、手中成19年11月の時点では約89万本に達していた。よって、原告の商品形成は、遅くと平成19年11月26日頃までのも十年成19年11月26日頃までのも十年末以第4日月26日頃までは、赤色商品を表示するものとして、美容雑貨関係の取引業者及び一般消費者の間に広く認識されると	・本裁判例は、原告商品の形態が、特別顕著性、周知性の各要件を満たすものと判断したものである。 ・需要者の属性(美容に関心の高い女性)がその購入時の傾向(外形的なデザインの美しさや新しさにも着目する傾向)を、特別顕著性を肯定する理由として挙げている。

11	東京地裁	平成18年1月13日	否認	(以下「原告商品」という。) を製造販売している。 ・原告商品は、 剤型のカブセルがPTPシート に装填された形態で販売されている。上記カ ブセルは、 緑色及び白色の2色からなるカブセ ルであり、上記PTPシートは、 線色地に青色 の文字等を付したPTPシートである (以下、	かつ、②その形態が特定の事業者による長期間の独占 的使用、又は極めて強力な宣伝広告や爆発的な販売実 議等により、需要者において、その形態を有する商品 が特定の事業者の出所を表示するものとして周知と なっていること(周知性)を要すると解するのが相当 である。	であること並びにカプセルが緑色及び白色の2色からな ることであるが、本件訴訟の口頭井論最終日である平 双17年12月7日において、いずれも、医療用医薬品に おける特徴的な配色であるとはいえず、ごれらを単純 に組みるわせた原者配色も、客観的に他の同種商品の 配色とは異なる顕著な特徴を有しているとは認められ ない。 原告商品をはじめとする医療用医薬品は、医師や薬剤 師といった専門的な知識を有する者が、その薬効に応 じて選択する顔とであり、商品の選択に際し、商品の 形状や配色が需要者の着自の対象となる程度は、著し	業品は、医師が作成した処方せ んに基づる業剤師が調剤することにより、患者に交付されるも のであること、患者が自ら医療 用医薬品を模様的に選別するも のではないと認定した上で、原 告商品についての「需要者」 は、医師等であると判示した。 本裁判例は、選択に際占し、商 品の形状や配色が需要者の者目 いては、体配色が需要者の者目 いては、なる程度は、著し、低 いとなる程度は、著し、低 いとなる程度は、著し、低 いといい、のは、 にいいい、 にいいい、 にいい、 にいい、 にいい、 にいいい、 にいいい、 にいいい、 にいい、 にいい、 にいい、 にいいいい、 にいいい、 にいいい、 にいいい、 にいいい、 にいいい、 にいいい、 にいいいいい、 にいいい、 にいいい、 にいいいいい、 にいいいい、 にいいいいいいい、 にいいいいいいいいいい
----	------	------------	----	---	--	--	---